

兵庫県公報

平成28年6月17日 金曜日 第2807号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(生活支援課).....	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出(同).....	2
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課).....	2
○保安林の指定(豊かな森づくり課).....	3
○同上(同).....	3
○保安林の指定の解除予定通知(同).....	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課).....	4
○同上(同).....	4
○公共測量が終了した旨の通知(契約管理課).....	4
○同上(同).....	5
○景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課).....	5
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧(都市計画課).....	5
○平成17年兵庫県告示第34号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部改正(建築指導課).....	6
公 告	
○個人情報の保護に関する条例の運用状況(文書課).....	9
○情報公開条例の運用状況(同).....	11
○落札者等の公示(管理課).....	12
病院局公告	
○入札公告.....	12
県議会事務局公告	
○落札者等の公示.....	15
公安委員会告示	
○遊泳区域の指定.....	15
警察本部公告	
○落札者等の公示.....	18
○随意契約の相手方等の公示.....	19
正 誤	
○平成28年3月31日付け兵庫県公報第4号外中.....	19

告 示

兵庫県告示第598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定介護機関

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画道路	3.3.32号須磨多聞線
同市	神戸国際港都建設計画公園	3.3.105号押部谷町公園
同市	神戸国際港都建設計画下水道	神戸市公共下水道
同市	神戸国際港都建設計画流通業務団地	西神流通業務団地
同市	神戸国際港都建設計画地区計画	神戸複合産業団地地区計画
同市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	八多21生産緑地地区ほか6地区
同市	神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
同市	神戸国際港都建設計画都市再開発の方針	
同市	神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針	
同市	神戸国際港都建設計画防災街区整備方針	
同市	神戸国際港都建設計画区域区分	
同市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同市	神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区	西須磨特別緑地保全地区ほか6地区
同市	神戸国際港都建設計画防砂の施設	六甲山系都賀川流域防砂の施設ほか3施設
同市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	山田1生産緑地地区ほか1地区
同市	神戸国際港都建設計画下水道	神戸市公共下水道
同市	神戸国際港都建設計画公園	3.3.17号湊川公園

兵庫県告示第610号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び稲美町役場に備え置いて縦覧に供する。

1から7までを削除し、以下の表を追加する。

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日

加古鉄工団地地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び 字北新田東の各一部で別図に示す 区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の5の項 に規定する建築物及び 旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字焼ヶ谷及び 字西大道の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同上 条例別表第3の6 の項	同上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	
下草谷中地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同上 条例別表第3の7 の項	同上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
下草谷東地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一 部及び草谷字相野の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同上 条例別表第3の7 の項	同上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
草谷北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同上 条例別表第3の6 の項	同上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	
同上 条例別表第3の7 の項	同上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日

同 上 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡、字寅新田及び字南岡の各一部並びに野寺字東岡及び字穴澤の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡及び字寅新田の各一部並びに野寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
同 上 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
野寺地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成28年6月17日

	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年6月17日
中一色地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年6月17日
幸竹地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ヶ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成28年6月17日

表の次に次の文を加える。

なお、上表中の「旧条例別表第3の7の項に規定する工場」とは、「廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる工場で平成27年兵庫県規則第24号による改正前の規則別表第2の6の項で定めるもののうち、建築基準法別表第二（ぬ）項に掲げる建築物以外のもの」を指す。

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成21年兵庫県告示第1151号）
- (2) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成24年兵庫県告示第21号）
- (3) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成24年兵庫県告示第983号）

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

- (1) 個人情報取扱事務の登録状況